明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○森林法施行令の一部を改正する政令（三一三）　二

〔省　令〕

○地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一三二）　二

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**一三三）　三

〔告　示〕

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（**法務**一七七）　三

○出入国管理及び難民認定法施行規則別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄の規定に基づき法務大臣が定める者を定める件の一部を改正する件（**同**一七八）　四

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める薬剤（**厚生労働**二九三）　四

○日本農林規格等に関する法律施行規則第四十六条第二項の農林水産大臣が定める農林物資についての取扱業者の認証の技術的基準等の一部を改正する件（**農林水産**一四七一）　五

○日本農林規格等に関する法律施行規則第四十六条第二項の農林水産大臣が定める農林物資の一部を改正する件（**同**一四七二）　五

○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴う有機農産物の日本農林規格等の一部を改正する件（**同**一四七三）　五

○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件（**経済産業**一六七）　六

○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**一〇〇〇～一〇〇四）　六

○砂防法第二条の土地を解除する件（**同**一〇〇五）　七

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**同**一〇〇六）　七

○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**二三二）　八

○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（**同**二三三～二三五）　八

○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**同**二三六、二三七）　八

○道路に関する件（**東北地方整備局**九三～九七）　九

○道路に関する件（**北陸地方整備局**六三）　九

〔国会事項〕

内閣　最高裁判所　四

〔人事異動〕

内閣　最高裁判所　四

〔叙位・叙勲〕

労　働　五

〔官庁報告〕

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示（中部地方交通審議会、九州同）　五

〔公　告〕

諸事項

官庁
建築士懲戒処分関係　六

裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係　七

会社その他　九

本号で公布された法令のあらまし

◇森林法施行令の一部を改正する政令（政令第三一三号）（農林水産省）

1　許可を要する開発行為の規模について、太陽光発電設備の設置を目的とする行為の区分を設け、当該区分における規模として〇・五ヘクタールを新たに規定することとした。（第二条の三関係）

2　保安林等の指定施業要件を定める場合の基準のうち植栽の方法に係るものについて、満一年以上の苗と同等の大きさのものとして農林水産省令で定める基準に適合する苗を植栽対象の苗として含むこととした。（別表第二関係）

3　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。